四　法第七十条の七の八第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類
五　遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に法第七十条の七の八第一項の相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類
六　その他参考となるべき書類

5　第二十三条の十二の二第五項の規定は、施行令第四十条の八の七第十五項において施行令第四十条の八の四第十一項の規定を準用する場合について準用する。

6　第二十三条の十二の二第六項及び第七項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の五第十三項の規定を準用する場合について準用する。

7　第二十三条の十二の二第八項の規定は、法第七十条の七の八第十四項において法第七十条の七の五第十四項の規定を準用する場合について準用する。

8　第二十三条の十二の二第九項の規定は、法第七十条の七の八第十五項において法第七十条の七の五第十五項の規定を準用する場合について準用する。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第二十三条の十二の五　法第七十条の七の九第一項及び施行令第四十条の八の八第二項各号の認定医療法人（法第七十条の七の九第一項に規定する認定医療法人をいう。次項において同じ。）の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を当該認定医療法人に提出してするものとする。

2　法第七十条の七の九第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第四十条の八の八第二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前条第四項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書類
ロ　法第七十条の七の九第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類
ハ　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。）の写し
ニ　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二　施行令第四十条の八の八第二項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類
ロ　施行令第四十条の八の八第二項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し
ハ　法第七十条の七の九第一項の放棄相当相続税額の計算の明細を明らかにする書類

第二十三条の十四第三項中「第七十条の八の二第五項」を「第七十条の八の二第六項」に改める。

第二十三条の十七第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第二十五条第一項中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第二十六条の三　法第七十四条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋についての市町村長等の施行令第四十二条第一項の規定による証明書で、当該家屋が法第七十四条の三第一項に規定する宅地建物取引業者が同条第二項に規定する増改築等をした施行令第四十二条の二の二第一項に規定する住宅用家屋で政令で定めるものに該当するものであること、当該家屋を当該宅地建物取引業者から売買又は競落により取得したこと及び当該家屋の取得の年月日の記載があるものを添付しなければならない。

第二十七条第一項中「又は前条第一項若しくは第二項」を「、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十六条の二第一項若しくは第三項又は前条」に改める。

第二十八条中「第七十六条の規定」を「第七十六条第一項の規定」に、「同条の」を「同項の」に改め、「市の長」の下に「。次項において同じ。」を加え、「法第七十六条に」を「同条第一項に」に改め、同条第一号中「第七十六条第一号」を「第七十六条第一項第一号」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二号中「第七十六条第二号」を「第七十六条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第七十六条第三号に」を「第七十六条第一項第三号に」に改め、同号イ中「第七十六条の」を「第七十六条第一項の」に改め、同号イ(1)中「第七十六条第三号」を「第七十六条第一項第三号」に改め、同号ロ中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第七十六条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション敷地売却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記が同項各号に掲げる登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第二十九条の二　法第七十七条の二の規定の適用を受けようとする同条に規定する農地中間管理機構は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記に係る土地が同条に規定する農地売買等事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四の二第一項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第二項に規定する土地に該当するものであること並びに当該農地中間管理機構が当該土地を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十条の二第三項中「（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）」を削り、同条第四項中「（平成二十六年経済産業省令第一号）」及び「（平成二十五年法律第九十八号）」を削る。

第三十条の三の見出し中「認定経営基盤強化計画等」を「経営強化計画」に改め、同条第一項中「第八十条の二第一項」を「第八十条の二」に、「同項の」を「同条の」に、「並びに当該事項が記載された同項に規定する認定経営基盤強化計画に係る認定の日及び当該認定経営基盤強化計画が提出された」を「及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する経営強化計画に係る主務大臣の決定に係る場合　当該経営強化計画に係る決定の日及び当該経営強化計画が提出された日
二　当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する変更後の経営強化計画に係る主務大臣の承認に係る場合　当該変更後の経営強化計画に係る承認の日及び当該変更後の経営強化計画が提出された日

第三十条の三第二項中「第八十条の二第一項第二号」を「第八十条の二第二号」に改め、同条第三項を削る。

第三十一条第四項を削り、同条を第三十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。